

新	旧	備考
前払輸入保険の引受方針について 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00089 沿革 <u>令和4年12月20日</u> 一部改正	前払輸入保険の引受方針について 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00089 沿革 <u>令和4年6月17日</u> 一部改正	
1 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等 ①～③ (略) <u>④ G 7エルマウ首脳声明における国際合意（2022年6月G 7エルマウ・サミットにおいて首脳会合コミュニケとして公表された国際合意をいう。）に反する又はそのおそれがある前払輸入契約については、この規程で定める他の取扱事項の規定にかかわらず、保険契約を締結しないものとする。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</u> ⑤ 保険契約の申込時において、前払輸入契約の相手方（前払輸入契約の相手方が複数の場合にあつては、いずれかの者とする。）が海外商社名簿について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00074）第1条により日本貿易保険が作成する海外商社名簿（以下「名簿」という。）上事故管理区分Bに格付されている場合は、保険契約を締結しないこととする。 ⑥ 保険契約の申込時において、前払輸入契約の相手方（前払金を支払う相手方。当該相手方と前払金の返還義務を負う者が異なる場合は、前払金の返還義務を負う者とする。）は、約款第3条第1号から第8号までの事由（以下「非常事由」という。）をてん補する場合は名簿上G S格、G A格、G E格、E E格、E A格、E M格、E F格、E C格、P N格、P U格又はP T格に格付けされている者、約款第3条第9号又は第10号の事由（以下「信用事由」という。）をてん補する場合は名簿上G S格、G A格、G E格、E E格、E A格、E M格又	1 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等 ①～③ (略) ④ 保険契約の申込時において、前払輸入契約の相手方（前払輸入契約の相手方が複数の場合にあつては、いずれかの者とする。）が海外商社名簿について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00074）第1条により日本貿易保険が作成する海外商社名簿（以下「名簿」という。）上事故管理区分Bに格付されている場合は、保険契約を締結しないこととする。 ⑤ 保険契約の申込時において、前払輸入契約の相手方（前払金を支払う相手方。当該相手方と前払金の返還義務を負う者が異なる場合は、前払金の返還義務を負う者とする。）は、約款第3条第1号から第8号までの事由（以下「非常事由」という。）をてん補する場合は名簿上G S格、G A格、G E格、E E格、E A格、E M格、E F格、E C格、P N格、P U格又はP T格に格付けされている者、約款第3条第9号又は第10号の事由（以下「信用事由」という。）をてん補する場合は名簿上G S格、G A格、G E格、E E格、E A格、E M格又	

はE F 格に格付けされている者に限るものとする。 ⑦ 前払輸入契約の相手方が複数の場合であって、前払輸入契約全体について相互に連帯責任を負う場合は、前払輸入契約の相手方の格付のうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付によるものとする。	はE F 格に格付けされている者に限るものとする。 ⑥ 前払輸入契約の相手方が複数の場合であって、前払輸入契約全体について相互に連帯責任を負う場合は、前払輸入契約の相手方の格付のうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付によるものとする。	
附 則 [抄] 附 則 [<u>令和 4 年12月20日</u>] この改正は、<u>令和 5 年 1 月 1 日</u>から実施する。	附 則 [抄] 附 則 [<u>令和 4 年 6 月17日</u>] この改正は、<u>令和 4 年 7 月 1 日</u>から実施する。	